

●公益財団法人高速道路調査会委員会規程

平成24年 4月 1日
高速道路調査会規程第3号

改正 平成28年3月15日高速道路調査会規程第5号（イ）
改正 平成30年3月27日高速道路調査会規程第1号（ロ）
改正 令和7年3月13日高速道路調査会規程第1号（ハ）

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人高速道路調査会（以下「当法人」という。）定款第58条の規定に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の種類）

第2条 定款第4条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる委員会（以下これらの委員会を総称して「委員会」といい、個別の委員会は「各委員会」という。）を設置する。

- （1）総合研究委員会
- （2）講習等事業委員会
- （3）情報提供事業委員会
- （4）編集委員会
- （5）高速道路点検診断資格委員会（イ）

（所掌事項）

第3条 前条に規定する各委員会は、下記の各号に規定する事項を所掌する。

- （1）総合研究委員会
 - イ 高速道路及び高速道路交通等の経済的、技術的課題に関する調査・研究
 - ロ 委員会における調査・研究結果の取りまとめ及び理事長への報告
- （2）講習等事業委員会
 - イ 講習会開催計画の検討
 - ロ 能力開発及び人材育成プログラムの検討
 - ハ 委員会における検討結果の取りまとめ及び理事長への報告
- （3）情報提供事業委員会
 - イ 収集・蓄積された情報の普及・提供に関する検討
 - ロ 展示会の普及・活用に関する調査検討
 - ハ 委員会における検討結果の取りまとめ及び理事長への報告

(4) 編集委員会

- イ 機関誌発行に関する調整
- ロ 機関誌内容の検討
- ハ 委員会における調整・検討結果の取りまとめ及び理事長への報告

(5) 高速道路点検診断資格委員会 (イ)

- イ 高速道路点検診断講習及び資格内容の検討
- ロ 高速道路点検診断資格の付与に関する事項
- ハ 委員会における検討結果の取りまとめ及び理事長への報告

(委員会)

第4条 各委員会には委員長1名を置くこととし、学識経験者等の意見を参考に、理事長が委嘱する。

- 2 各委員会の委員は、委員長が各委員会の目的に適した者を推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員長は会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 委員長は、予め指名した委員に、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行させることができる。
- 5 委員会の招集、議決その他会議の運営は、第9条及び第10条による。

(部 会)

第5条 総合研究委員会には、必要に応じて、研究部会（以下「部会」という。）を設け、部門別に調査研究を行わせることができる。

- 2 部会には、部会長を1名置くこととし、総合研究委員会委員長が学識経験者等から目的に適した者を理事長に推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 部会の委員は、部会長が部会の目的に適した者を推薦し、理事長が委嘱する。
- 4 部会の招集、議決その他会議の運営は、第9条及び第10条による。
- 5 第1項により設置される部会の詳細は、理事長が別に定める。

(専門研究委員会)

第6条 前条第1項による部会には、必要に応じて、専門研究委員会を設け、特定の課題に関する調査研究を行わせることができる。

- 2 専門研究委員会には、委員長を1名置くこととし、各部会の長が学識経験者等から、目的に適した者を理事長に推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 専門研究委員会の委員は、専門研究委員会の委員長が専門研究委員会の目的に適した者を推薦し、理事長が委嘱する。
- 4 専門研究委員会の招集、議決その他会議の運営は、第9条及び第10条による。
- 5 第1項により設置される専門研究委員会の詳細は、理事長が別に定める。

(小委員会等)

第7条 第2条に規定する委員会及び第5条に規定する部会並びに第6条に規定する専門研究委員会（以下「委員会等」という。）に、必要に応じて、小委員会若しくは分科会（以下「小委員会等」という。）を設けることができる。

2 小委員会等には、委員長若しくは分科会長（以下「小委員会等の長」という。）を1名置くこととし、委員会等の長が学識経験者等から、目的に適した者を理事長に推薦し、理事長が委嘱する。(ロ)

3 小委員会等の委員は、小委員会等の長が小委員会等の目的に適した者を推薦し、理事長が委嘱する。(ロ)

4 小委員会等の招集、議決その他会議の運営は、第9条及び第10条による。

5 第1項により設置される小委員会等の詳細は、理事長が別に定める。

(委 員)

第8条 委員会等及び第7条に規定する小委員会等（以下「全委員会等」という。）の委員の任期は、理事長が別に定める。(ハ)

2 委員には、委員会職務執行の対価として報酬及び必要な費用の支払いができるものとする。

3 前項に規定する報酬等の詳細は、理事会の議決を経て理事長が別に定めるものとする。

4 委員の氏名は、原則として公開する。

(会 議)

第9条 全委員会等の会議は、必要に応じ、全委員会等の長が招集する。

2 全委員会等の長は、適当と認める者に対して、参考人として全委員会等の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第10条 全委員会等の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補 則)

第12条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人高速道路調査会運営規程（平成21年4月1日規程第4号）は廃止する。

附 則（イ）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（ロ）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（ハ）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。